

二月のこよみ
 △元旦・初もうで
 △前橋けいりん第1節1、2、3
 △商店初売り(2日)
 △青柳大師(3日) 龍蔵寺町
 △官庁の仕事はじめ(4日)
 △前橋けいりん第2節5、6、7
 △消防隊出初式(6日) 敷島公園
 △初市(9日) 本町通り
 △成人式(15日正午から) スポー
 ツセンター
 △県下百景展(21日)
 △婦人学級研究大会(25日)
 △市民スケート大会(28日) 赤城
 山大沼スケートリンクで

前橋まえばし

昭和37年1月1日

No. 249号

前橋市
 前橋市曲輪町35番地 電話(代表) {6,251
 {6,261
 編集 総務部 秘書課
 発行人 石井繁九
 印刷所 上毛新聞社出版部
 昭和35年7月14日 (定価1部2円)
 第3種郵便物認可
 (毎月1日・15日付発行)

波宜亭

少年の日は物に感ぜしや
 われは波宜亭の二階によりて
 かなしき情欲の思ひたしめり
 その亭の庭にも草木茂み
 風ふき渡りてばうばうたれども
 このふるき待たれどありやなしや
 いにしへの日には鉛筆もて
 欄干にさへ記せし名なり

—— 朝太郎 ——



この声を市政に

市民はこう考えている



＜みんなドット笑＞市政を明るくする
ための話し合いは明日の市政にプラスする



1,000世帯の
市政調査

市では、毎月2回「広報まえばし」を発行し、現在市がしている仕事や皆さんが必要としていることをお知らせしています。

関心は衛生と土木 市役所に行く年に1回15回

この1年間に市役所へ行った回数について、市民の関心を調査しました。その結果、衛生と土木の分野に最も関心があることがわかりました。

分野	関心度	市役所に行く回数
衛生	48.7%	15回
土木	40.6%	10回
教育	27.0%	5回
農業	18.9%	3回
工業	14.3%	2回
商業	13.8%	2回
交通	10.8%	2回
その他	7.4%	1回

市民の声をとりあげて 市政を広報紙で知る61パーセント

この数字は、市民が市政の情報を得る方法として、広報紙を利用している割合を示しています。これは、市民が市政に関心を持っている証拠です。

窓口の応待は普通 わるいという声も69件あった

市民が市役所の窓口で接する際の対応について調査しました。全体的には「普通」と評価されていますが、改善の余地があるという声も寄せられました。

総社あとの碑

碑めぐり

元総社に宮庭(みやのべ)といふところがあります。総社の明神さまの西北約500メートルの地点で、その石碑の本立にかまされて、石のほころびが、いかにも神社という感じがします。この石碑に「上野神社」と刻まれている。石碑の裏面には、昭和14年(西暦1939年)の建立年月が記されている。石碑の周囲には、多くの石碑が立ち並び、その中には、戦没者の慰霊碑や、地域の歴史を記す石碑などがある。



戦火にあい、その後継者として、この石碑が建てられた。

一面の写真

前橋市は、一面の写真で、その自然の美しさを表現しています。写真は、前橋市の風景を捉えたもので、市民の心を癒す効果があります。



環境格差の是正を

前橋市長 石井 孝丸

景気スロウダウンの荒波を乗り越え、昭和37年が18万5千の前橋市民に、更に発展の年となります。心からお祈りして賛同を申し上げます。

昨年、あまたしい生活の中で、前橋市は市政の歴史の中において、一歩を踏み出した年と想われます。日新電気、連合紙器、平田プレスなどの誘致により、北日本精工、ダイハツ、東芝と相俟って、市民の生活の豊かさを増やしています。

また、市民プール、赤城林間学校、ミートプラント、水道会館などの建設も、施設面もいよいよ充実しつつあります。

市長として、全市民に衛生、道路、運動施設の環境格差をなくし、同様に近代文化の恩恵を受けさせるために、児童施設を等々考え、市のために働き上げよう。

分野	関心度	市役所に行く回数
衛生	48.7%	15回
土木	40.6%	10回
教育	27.0%	5回
農業	18.9%	3回
工業	14.3%	2回
商業	13.8%	2回
交通	10.8%	2回
その他	7.4%	1回

分野	関心度	市役所に行く回数
衛生	48.7%	15回
土木	40.6%	10回
教育	27.0%	5回
農業	18.9%	3回
工業	14.3%	2回
商業	13.8%	2回
交通	10.8%	2回
その他	7.4%	1回

分野	関心度	市役所に行く回数
衛生	48.7%	15回
土木	40.6%	10回
教育	27.0%	5回
農業	18.9%	3回
工業	14.3%	2回
商業	13.8%	2回
交通	10.8%	2回
その他	7.4%	1回

○構築物（煙突、ドック、軌道、土地に定着する土木設備）
○機械および装置（モーター、ポンプ、せん盤、コンベアなど）
○船舶（木船、ボートなど）
○車輛および運搬具（鉄道車輛、牛馬車、ソリなど）
○工具器具および備品（金属製および木製工具、はかり、金庫、陳列ケース、マネキン、机など）

1月1日現在あなたの事業に使っているものはぜんぶ申告してください。自動車、税軽自動車税の課税の対象になっているものは除かれます。

（総務部・税政課）

